

2. 山形県酒田市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

2.1 相互協力が可能な体制作りについて

2.1.1 関係省庁会議とりまとめにおける体制作りの方向性

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。） 海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

2.1.2 山形県酒田市地域における相互協力が可能な体制作りの方向性

山形県は、「山形沿岸海岸保全基本計画」(山形県、平成15年12月)の「第1章 海岸の保全に関する事項 (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項」の「海岸の現況 e) 海岸環境」において「海岸ゴミ」の現状を示した後、「(3) 海岸環境の整備及び保全に関する事項」の中で「環境の保全のための巡回とゴミ処理体制の整備」を挙げており、以下のように、「海岸愛護の啓発に努める」、「関係機関が協力しながら海岸美化を推進していく」旨を示している。

<8 ページ>

- 沿岸域には、河川から流出するゴミや不法投棄されたゴミの他、対馬暖流によって漂着する海域からのゴミも多い。
- ゴミが、海岸における不満点のトップに挙げられている。(住民アンケートによる)

<15 ページ>

- 海岸漂着ゴミや河川からの流出ゴミ、来訪者などが投棄したゴミが海岸の衛生や美観を損なっているため、海岸へ直接投棄されるゴミ対策としては、ゴミを捨てられない環境を目指し、巡回の強化を行い、海岸来訪者の海岸美化への啓発を図っていく。また、河川流出ゴミ対策としても、河川愛護とともに海岸愛護の啓発に努める。
- 海岸のゴミ対策としては、海岸管理者だけでなく、地元市町、NPO やボランティア、地域住民等の間で、各者の役割分担や処理体制の整備を進めていく。海域からの漂着物の対応策として「山形県海岸漂着物連絡調整会議」等を活用して適切な対応を図ることとし、関係機関が協力しながら海岸美化を推進していく。

前項の「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」及び上記の山形県の「山形沿岸海岸保全基本計画」を受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、山形県、市町、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を検討しまとめていくこととした。

今後、庄内地域の多様な関係者で設置した「美しいやまがたの海プラットフォーム」において、関係者間の役割分担や、発生抑制を含めた効果的な海洋ゴミ対策のあり方について、本モデル調査で得られた技術的知見も踏まえつつ、引き続き検討していくことが望ましい。

図 2.1-1 は、現時点で想定される関係者間の役割分担の模式図であり、地域の実情に適した体制作りを進めていくことが適当である。

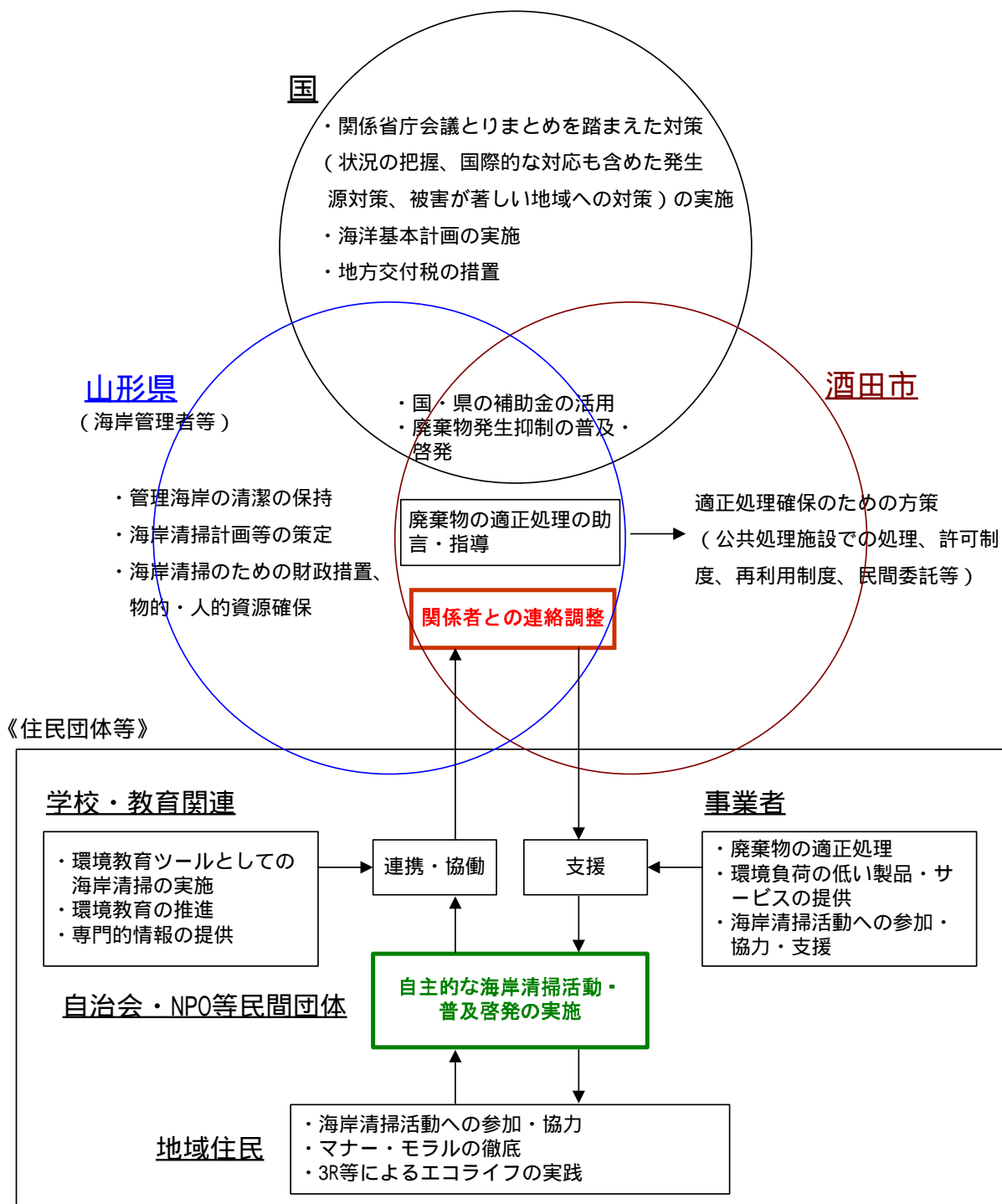


図 2.1-1 関係機関・団体の役割分担(案)

一方、山形県では平成 20 年度に「美しいやまがたの海推進事業」による関係者間の協議・情報共有の場となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設立させ、取組の推進を図ることとした。

このプラットフォームは平成 20 年 7 月 31 日、国、県、市町のほか大学、NPO、企業・事業所団体など 20 団体によって発足し、一斉清掃を実施するとともに、モニタリング活動やニュースレターの発行など漂着ごみに関する連携を強めていくこととしているが、その具体的な取組みは始まったばかりであり、今後、地域の実情や関係者の意向などを把握しながら活動していくことが期待される。(図 2.1-2)。また、このプラットフォームについて、概要、設立経緯、運営ルール、ニュースレター等、山形県庄内総合支庁から提供された資料を図 2.1-3 に示す。

美しいやまがたの海プラットフォームの組織 (イメージ図)

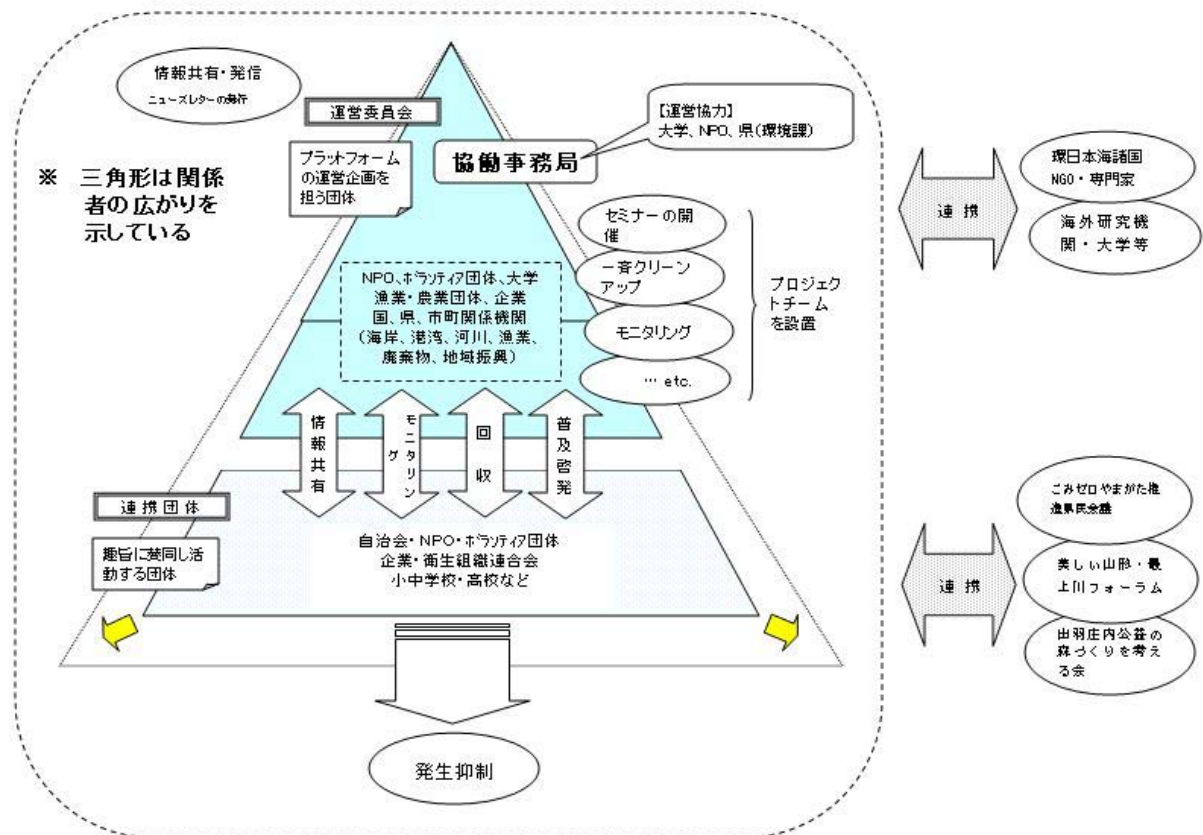


図 2.1-2 美しいやまがたの海プラットフォームの組織(イメージ図)

「美しいやまがたの海プラットフォーム」設立による取組み

◆プラットフォーム(PF)の概要

名 称	美しいやまがたの海プラットフォーム
設置時期	平成20年7月31日
設置目的	山形県の沿岸域環境の保全を目的に、漂着ごみ問題の改善や対処の方向性を明らかにするための関係者間の情報共有と協議を行う場(プラットフォーム)とする。
目 標	漂着ごみの効果的な回収と処理方法さらには、内陸域からのごみ発生抑制までトータル的な取組による沿岸域環境の改善を目指す。その際、プラットフォームに参画するメンバーは当事者意識を持ちながら連携を図っていくことで自立した循環型社会の実現を目指す。
組織体制	<ol style="list-style-type: none"> ①全体会 会員が単独若しくは協働で行う保全活動等に関し情報交流や意見交換を行う。 ②運営委員会 PFが行う事業等に関し協議による緩やかな合意形成を行う。 ③協働事務局 県(庄内総合支庁環境課)、東北公益文科大学(地域共創センター)、NPO法人パートナーシップオフィスの三者による協働分担とする。 所在地は東北公益文科大学地域共創センターに置く。 ④会員 国、県、市町、事業所(企業等)、NPO、自治会、ボランティア団体、大学等教育・研究機関。
運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・PFの全体的運営は運営委員会での協議によるが、会員に対する情報提供など日常的な事務については、協働事務局である3者の役割分担による実施。 ・PFが行う協働事業の実施に当たっては、各会員が責任をもって事業を自主的に運営(予算含む)することを基本とする。 ・協働事業の実施方法は、担当制やプロジェクトによる実施も検討。 ・運営経費は県事業によるほか企業の寄付、助成金、ファンドの助成の確保も検討。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> ①情報共有・発信 回収活動及びモニタリングの情報収集、ニュースレターの発行及びセミナー開催。 ②発生抑制 PFの取組み紹介、回収活動、モニタリング結果の活用、最上川フォーラム、ごみゼロ山形推進協議会との連携など ③回収活動 一斉クリーンアップ(「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」)の実施ほか。

設立趣意書(抜粋)

～海岸環境の保全、特に海岸漂着ごみ問題への対応には、ごみの回収や処理、さらには発生抑制に係るさまざまな方策を、効果的かつ体系的に取組んでいく必要がある。

そのためには、国土形成計画ならびに海洋基本計画に提示された「陸域及び海域を一体的にとらえる総合的な沿岸域管理」の視点を踏まえつつ、山形県において当事者意識を持った多様な主体が連携・協働していくことが不可欠である。

ここに、人類の共同財産でもある山形の美しい海・庄内海岸を未来の子どもたちに継承していくための第一歩として、海洋ごみ問題をはじめとする沿岸域の環境改善や維持保全等を目指し、関係者の情報共有と協議の「場」となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設置する。

図 2.1-3(1) 「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料(山形県庄内総合支庁から提供)

◆プラットフォーム設立までの検討状況

日時	主な議題 (協議事項)	内容	協議(検討)及び意見交換の状況
第1回 H19.4.24 (火)	①PF設置検討会について ②漂着ごみに関する取組状況と今後の課題 ③全国プラットフォームの状況	①PFのイメージ・検討事項と全体スケジュール、参加団体の確認等 ②参加団体の活動状況 ③全国フォーラム(JEAN)でのPF提案	① ・検討会メンバーに教育サイド、地区自治会や業界団体・企業の参加(検討)が必要 ・小中学生に対する環境教育の有効性 ・河川上流域に対する啓発の有効性
	<研修会>	東京海洋大学 : 兼広春之教授	「漂着ごみの現状と解決に向けた取組」
第2回 H19.7.11 (水)	①PF参加団体の活動状況 ②PF設置に係る検討事項ほか ③環境省モデル調査ほか *赤川河口部右岸の現地調査とセット	①「クリーンアップザ庄内海岸」、開催シンポジウムの説明ほか ②PF参加団体による想定活動内容や分野別の連携方法の検討 ③海ごみサミット(佐渡会議)、最上川河口部定点調査(中間報告)等	② ・PFの運営は規約を持たず懇話会的な参集方式が望ましい。 ・行政のみの事務局では限界がある。NPO東北公益文科大学の三者による協働事務局方式が望ましい。 ・PFの参加メンバーが「クリーンアップザ庄内海岸」と重複しており不効率 ・環境省モデル事業との役割整理・連携が望ましい
第3回 H19.12.12 (水)	①「PFのあり方」をワークショップ ②海岸ボランティア清掃団体に対するアンケート結果や「クリーンアップザ庄内海岸」結果他	①4班(5人)グループ制による討論(PFの構成、運営、事業展開、資金確保や課題等を自由討議) ②ボランティア団体の活動内容や意向調査	①主な意見は下記のとおり ・走りながらの体制・事業整理でよい ・目標と主事業は明確に整理すべき ②アンケート結果では、自治会が地域における回収活動の中心になっていること。PFについては知りたいとする団体はあるものの会員参加を希望する団体までは多くない。
第4回 H20.2.29 (金)	①PFの目標設定や活動スケジュール等	①ワークショップでの意見を踏まえPFの全体像から趣旨、目標、組織体制、設立スケジュール、20年度事業を確認	・イメージだけで何をどう具体化するかが見えない ・機材の貸出、クリーンアップ作戦の支援・実施など、できることから具体的な事業やアウトの提示が必要 ・政策提言機能としての役割も期待 ・全体的な目標の共通認識あれば試行可能

プラットフォーム設立に関するワークショップでの主な意見

目的
・PFで何をするのか(達成目標)を徹底的に話し合いたい
組織
<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体がある程度区分けしてその代表で構成する ・重たい組織はつらくなる ・組織の人数はあまり多くしない ・教育関係者の参加が少ない⇒協力してもらえるか(活動に積極的に参加してもらう) ・沿岸域だけでなく河川上流域の住民参加が必要 ・美しい山形・最上川フォーラムとの連携
組織の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・活動を実施する団体が固定化するのが問題 ・活動をまとめようとするあまり各団体の動きを妨げるのではないように ・求心力をどう持つか ・地域の様々な関係者のつながりを可能に ・行政、民間、研究者の利点を持ち寄れる状況が大事 ・地域の経済活動に活用されていくことで継続ができる
事務局
<ul style="list-style-type: none"> ・事業量に応じた事務局体制の整備が必要 ・負担が事務局に集中しないような体制づくり ・長期間に渡って経緯を把握できる人がいるところで事務局を担うべき
事業展開
・参加組織(団体)の活動内容に関する情報共有

図 2.1-3(2)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料(山形県庄内総合支庁から提供)

<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンアップ活動に関する情報発信と運営支援 ・内部の連絡調整と外部との情報交換 ・定例会での学習会 ・プラットフォーム活動に関するニュースレターの発行 ・お金をかけない事業展開を考えることが必要 ・ごみだけでなく「海」を総合的に考えることが必要 ・ごみを解決、少なくするには第一に個々のごみに対する意識を高めることが大事でないか
資 金 調 達
<ul style="list-style-type: none"> ・企業からの資金協力をもらって運営する ・ファンドの利用

◆プラットフォームの設立

平成 20 年 7 月 31 日の「美しいやまがたの海プラットフォーム」設立は、公開記念ワーキングも含め 40 名余の参加によって地域全体で連携・協働活動を展開していくことを共通認識。

①プラットフォーム協働事務局の維持運営に関する確認(調印式)

<p>プラットフォームでは、行政単独による課題解決すべくもない漂着ごみ問題に関し、地域において総合的な取組を進めていくため、行政の組織力に大学の知見や NPO の実践ノウハウや全国ネットワーク力を加えた協働の力で活動を展開していくこととした。</p> <p>協働事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定非営利活動法人パートナーシップオフィス ●東北公益文科大学呉尚浩研究室 ●山形県庄内総合支庁環境課

美しいやまがたの海プラットフォーム協働事務局の維持運営について (抜粋)

美しいやまがたの海プラットフォーム協働事務局の設置に関し、特定非営利活動法人パートナーシップオフィス（以下、「パートナーシップオフィス」という）、東北公益文科大学呉尚浩研究室（以下、「呉研究室」という）及び山形県庄内総合支庁環境課（以下、「環境課」という）は、その維持運営を当面以下のとおり扱う。なお、三者協議によって改変することを妨げない。

(分掌事務)

6 協働事務局の分掌事務及び分担は次表のとおりとする。

業 務	分 担
事業計画、予算及び決算に関すること ※ 各自が受け皿となった事業の経理については各自	環境課(主担当)・パートナーシップオフィス・呉研究室
全体会、運営委員会、プロジェクトチームの連絡調整に関すること	環境課
ごみの漂着・地域のごみ回収活動・行政機関の事業・イベント等の情報収集と提供	環境課(主担当)・パートナーシップオフィス・呉研究室
国、他都道府県、県関係機関、NPEC、美しい山形・最上川フォーラム、NPO、自治会との連携	環境課
環境省「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」との連携	環境課
J E A N、NGOとの連携	パートナーシップオフィス
企業等の環境活動との連携	パートナーシップオフィス
学術研究機関との連携	呉研究室
インターネットによる広報活動	呉研究室
ニュースレターの発行	環境課(主担当)・パートナーシップオフィス・呉研究室
教育機関に対する出前講座等の啓発活動	環境課
文書及び備品の保管	パートナーシップオフィス
ファンド等の助成申請及びその経理 ※ 各自が受け皿となった事業の経理についてはそれぞれ	環境課・パートナーシップオフィス・呉研究室

図 2.1-3(3)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料(山形県庄内総合支庁から提供)

②プラットフォーム設置準備会兼第1回運営委員会の開催

H19年度からの設置検討を受け、●設立趣意書●運営ルール●運営委員●議長・副議長・顧問
●事業計画を協議、承認した。

プラットフォーム会員(運営委員)

団 体 名
①国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所、②酒田港湾事務所
③鶴岡市、④酒田市、⑤遊佐町
⑥特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア
⑦特定非営利活動法人パートナーシップオフィス
⑧鶴岡市ボランティア連絡協議会
⑨東北公益文科大学、⑩鶴岡工業高等専門学校
⑪全農山形県本部庄内統括事務所、⑫山形県漁業協同組合、⑬山形県商店街振興組合連合会、 ⑭株式会社山形ケンウッド
⑮山形県庄内総合支庁(地域支援課、水産課、河川砂防課、港湾事務所、環境課)

美しいやまがたの海プラットフォーム 運営ルール(抜粋)

(目 的)

第2条 プラットフォームは、山形県の沿岸域環境の保全のため、とくに海洋ごみ問題の改善や対処の方向性を明らかにしつつ、「美しいやまがたの海」の景観を取り戻すと共にその魅力を高め、人類の共同財産として未来の子どもたちへ継承できるよう、当事者意識を持った多様な主体が連携して必要な取組みを行う。

(事 業)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) プラットフォームに参画する個人、NPO、事業者、各種団体、教育研究機関、行政機関等における相互の連携・協働を推進していくための事業
- (2) 山形県の沿岸域における環境保全活動の促進のための啓発及び調査研究事業
- (3) その他、前条の目的を達成するための必要な事業

(会 員)

第4条 プラットフォームの会員は、第2条の目的に当事者意識を持って賛同する個人、法人、団体及び行政機関とする。

(全体会)

第5条 会員が行う活動に関する情報交換や意見交換の場となる全体会を年1回以上開催する。

(運営委員会)

第6条 プラットフォームに運営委員会を置き、運営に関する重要事項について協議する。

- 2 運営委員会は、会員の中から自薦、他薦を受けた20名以内の会員(運営委員)で構成する。
- 3 運営委員会は、必要に応じ運営委員以外の会員又は会員以外の者の出席を認めることができる。
- 4 運営委員会の運営についてはこの運営ルールによるほか、別に定める。

(協働事務局)

第9条 プラットフォームの事務を処理するため運営委員会の下に協働事務局を置く。

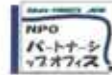
- 2 協働事務局の所在地は、東北公益文科大学地域共創センターとする。
- 3 協働事務局の運営については、当面の間、山形県庄内総合支庁環境課、東北公益文科大学・吳尚浩研究室、特定非営利活動法人パートナーシップオフィスの三者が担う。

図 2.1-3(4)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料(山形県庄内総合支庁から提供)

③設立記念ワーキング

多様な立場の人々が当事者意識を持ち連携した取組を進めていくため、基調講演と参加者によるリレートークで認識の共有を図った。

2008年度河川整備基金助成事業



美しいやまがたの海・プラットフォーム
設立記念ワーキング

庄内海岸の環境を考える～つながりを求めて

開催趣旨▼ 国内有数の海岸砂防林を誇る庄内海岸（飛鳥を含め）は今、地球環境問題となりつつある「海洋ごみ」によって、その景観が悪化し、安心・安全に海岸を利用し、楽しむことが困難な状況になっている。そこで、次代の子どもたちに白砂青松の庄内海岸をつないでいくため、多様な立場の人々が当事者意識を持ち、連携して取組んでいくことを始めたい。

開催日時▼ 2008年 7月31日(木) 14:00～16:00

開催場所▼ 東北公益文科大学内 酒田市公益研修センター 中研修室1

開催内容▼ 基調講演

「海岸や河川のごみの実態から見えてきたもの」
講師 藤枝 繁・鹿児島大学水産学部准教授

リレートーク

「地域で活動する多様な人々をつなぐ」
進行 呉 尚浩・東北公益文科大学准教授

参加費
無料

主催等▼ 主催 特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス
後援 山形県庄内総合支庁
東北公益文科大学

問合せ先▼ 山形県酒田市中町 1-10-17 まちの駅酒田なかまち内
特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス
TEL&FAX 0234-26-2381



図 2.1-3(5)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料（山形県庄内総合支庁から提供）

美しいやまがたの海プラットフォーム設立記念

設立に寄せて（顧問）



東北公益文科大学副学長
 （地域共創センター長）
 伊藤 真知子

プラットフォームの設立
 おめでとうございます。
 庄内は自然の美しさあふ

れる土地、特に庄内海岸はクロマツ林を背に、白い砂浜と青い海によって形づくられた美しい海岸です。

公益大学の開学とともに庄内に移り住んで8年がたち、「美しい」と賞賛しているだけではすまないことが私にも分かってきました。残念なことに、人工的な海洋ごみの漂着が増加し、美しい海岸の景観が損なわれています。また、「森は海の恋人」といわれるように、地球温暖化、森林保全、河川の汚染などの環境問題とも密接につながっています。

海岸の美しさはけっして「自然に」備わっているものではなく、この地域に暮らす住民たちが知恵や力を結集して、維持・保全活動を展開していく必要があります。具体的には、漂着ごみの清掃活動や海洋ごみに関する研究・教育活動などです。

このような活動を息長く続け、将来の世代にまで海岸域の美しさを伝えていくために、今必要となっているのが「持続可能な」しくみづくりです。

そこでこのたび、官民産学の協働による「美しいやまがたの海プラットフォーム」という新たなしくみが誕生しました。

市民個人やNPOなどの「民」が環境保全や地

域づくりの主役であることは言うまでもありません。それに加えて、国や県・市町という「官」、地元企業などの「産」、そして大学や工業高等専門学校などの「学」が独自の役割を發揮していくことが期待されます。それぞれが、美しい海岸域の維持・保全という共通の目的のために、対等な立場で、パートナーとして協働・共創を進めていけたら、素晴らしいと思います。

プラットフォームの設立、そして協働事務局による運営のあり方は、公益活動の新しいモデルとして、全国的にもこれまで以上に注目を集めていくと確信しています。

より多くの市民や団体の参画を得て、美しい海岸域の実現のための活動がますます活発となることを祈念し、プラットフォームに心からのエールを贈ります。

設立に当たって（議長）



鶴岡工業高等専門学校
 物質工学科教授
 小谷 卓

この度、「美しいやまがたの海プラットフォーム」が設立される運びとなった。

このプラットフォームは昨

年度から検討を始め、“庄内海岸の環境を保全し、きれいにし、美しいやまがたの海を実現していこう”という思いから産学官の各主体が集まり、話し合いを行ってきたものである。

これまでの議論の中で浮かび上がってきたこ

図 2.1-3(6)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料（山形県庄内総合支庁から提供）

とはいくつかあるがおおよそ次の3点に要約できる。

一番目は、どこから流れてきて、海岸に漂着し、海岸を汚しているのか、という問題である。

国内的には、山形で言えば最上川から（中小河川からも）流れ出たごみや豪雨時に流れてくる灌木等があり、国外的には、アジア大陸の沿岸諸国からの漂着物である。

これはモラルの問題で、ただただ、「河川や海にごみをすてないで！」と叫ばずにはいられない。（もちろん法的規制や罰則の問題もあるし、国際間の協力・協定もあると思うが）

二番目は、海岸に漂着するごみなど漂着物の多様性の問題である。

さまざまな環境保全団体が自主的に取り組んできた海岸清掃や、環境省が酒田市飛島と赤川河口で行っている「漂流・漂着ゴミに係わる国内削減方策モデル調査」プロジェクト事業によって漂着物の種類が明らかになってきている。

その中で、重量と容量ともに大きいのは「流木と灌木」そして「漁網・ロープ類」である。それと目に付くのはハングル文字や中国文字が書かれた「プラスチック容器類」、そして波にもまれ「小さくなったプラスチック類」等である。

三番目は、当然、これらの回収を誰がどう行うのか、回収した物をどのように処分し、あるいは再利用・再資源化するのか、という問題である。

プラットフォームの課題は多いが、これらの問題をうまく解決する為の方策を皆で議論し、提言し、実行していく事であろうと考える。

これまで各主体がそれぞれで行ってきたことを一つのテーブルの上に挙げて、皆で連携して効率的に、できるようにするためにどうするか真剣に考えていきたいものである。

私も今年度は漁網・ロープ等の再利用方法を考えていきたいと思っている。

プラットフォーム設立記念ワーキング

7月31日のプラットフォーム（PF）の設立にあわせ「庄内海岸の環境を考える～つながりを求めて」と題した公開ワーキングが東北公益文科大学で開催されました。

「多様な立場の人々が当事者意識を持ち、連携

して取組んでいく」をテーマに、地域でボランティア清掃を行う団体や個人 40 名余りの参加をいただき熱心な意見交換が行われました。

基礎講演

“海岸や河川のごみの実態から見てきたもの”
鹿児島大学水産学部准教授 藤枝繁氏

藤枝氏は、瀬戸内海一円における海岸ごみの調査に取組む中で、陸域を起因とする「ごみ」の実態を把握するため、河川ごみの調査に乗り出しました（実際には、自転車を利用しての目視確認）。その調査結果を踏まえ、海岸に比べて河川での回収の非効率さ、ゆえに重点地域での回収活動の必要性、有効性を説かれました。また、回収活動や発生抑制などを、実態把握（モニタリング）とつなげて一体的な対応として展開していくためには、プラットフォームが重要な機能を果たすことを強調され、講演を終えました。



リレートーク

藤枝先生の基礎講演に続き「地域で活動する多様な人々をつなぐ」をテーマに多くの方々から発言をいただき、参加者全員で“想い”を共有しました。主な発言をご紹介します。

○最上川流域でのごみ拾い・美化活動は NPO、や小学生などにも活動が拡がり定着してきた。しかしながら、参加者には疲労感もあり、活動の達成感・効果などをどう得られるようにしていくかがポイントと考えている。

○自然界に負荷を与える企業社会の一員であ

図 2.1-3(7)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料（山形県庄内総合支庁から提供）

ることを踏まえ、新入社員教育では赤川河口のごみ拾いを行っている。自分たちの社会貢献活動が少しずつでも広がっていくことの実感を大事に考え今後も清掃活動を続けていきたい。

○河川美化活動者には海ごみのことまで思いは至らないのが実態。そこに交流・ネットワーク化の必要性がある。最上川河口での協働活動を行いたい。

○ごみ減量は進んでいない。シンガポールのような法的規制に頼らざるを得ないのか。海ごみの多くを占める川ごみに関しどう発生抑制と回収を行うかが重要。教育研究機関として、流木のバイオチップ化などリサイクル研究を行っている。

○JC 活動として地域単位に一齐清掃活動を実施している。今後プラットフォームに様々な形で関係しながら協力していきたい。

○美化ボランティアによる清掃には限界がある。農林漁業者は生計上の事由でやむを得ずプラスチック製品を使用したり処分・廃棄している。それが現実であることもしっかり見据えないと取り組みが上滑りになる。

○地元で山と海の繋がりを考える「魚の森づくり」を行っている。海を含めた漁村への理解を深めていただく上でプラットフォームの活動にはぜひ参加したい。

クリーンアップ・ザ・庄内海岸

○美しいやまがたの海を未来の子供たちに伝えていくため、地域が一齐に取り組むクリーンアップ事業を実施します。

○今年は、「美しいやまがたの海プラットフォーム」のプロジェクト事業として位置づけ、地域で取り組んでいる各実施団体と連携を図りながら「ごみ問題」を考える機会とします。

○また、漂着ごみの状況を把握するため、モニタリング調査を併せて実施し、「国際海岸クリーンアップ」にエントリーしてデータの活用を図ります。

○皆さん、奮ってご参加ください。



＜実施日＞ 10月4日（土）（雨天時は中止、小雨決行）

＜場所と時間＞

◎西浜海水浴場（遊佐町）：午前7時30分～9時

◎宮海国有林（酒田市）：午前8時30分～10時30分

◎最上川河口右岸部（酒田市）：午前9時30分～11時30分

◎由良海水浴場（鶴岡市）：午前8時30分～10時

◎アガノがせき（鶴岡市）：午前7時～8時30分

◎赤川河口右岸部川（酒田市）：一般参加者の募集ありません

◎瀧野浜宮沢海岸（鶴岡市）： //

◎印 モニタリング調査実施会場

＜申し込み＞

電話又はファックス・Eメールで、庄内総合支庁環境課へ
TEL)0235-66-5704、FAX)0235-66-4749、
Eメール yshonakankyo@pref.yamagata.jp

プラットフォームの会員募集中

「美しいやまがたの海プラットフォーム」は、庄内海岸の環境改善に関心を持つ団体・個人が集い活動の輪を広げることをごねらいとしています。参加資格は問いません。団体・個人どなたでもOK。会員になって海に関する様々な問題・課題（特に海岸漂着ごみ）について、先ずは情報交換や意見を出し合いませんか？ きっとその先に改善策が見えてくることでしょう！ 加入方法に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

【PF 協働事務局】

庄内総合支庁環境課（TEL0235-66-4744）

E-mail：yshonakankyo@pref.yamagata.jp

特定非営利活動法人 パートナーシップ びん

（TEL0234-26-2381）E-mail：npo-po@nifty.com

東北公益文科大学 呉尚浩研究室

（TEL0234-41-1251）E-mail：ngo@koeki-u.ac.jp

編集後記

設立記念創刊号です。（祝）何かの組織を立ち上げたときに大切なのは、そのコンセプト（意義）と継続する力を持ち続けることです。（設立は手段であって、目的ではない）・・・(M)

図 2.1-3(8)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料（山形県庄内総合支庁から提供）

美しいやまがたの海 News Letter

第2号

565名の皆様、ご協力ありがとうございました。
クリーンアップ・ザ・庄内海岸が無事終了しました！

クリーンアップ・ザ・庄内海岸の取組み

結果報告 庄内総合支庁環境課

美しい庄内海岸をとり戻そうと、10月4日を中心として、庄内海岸の5つの会場で計565名の参加者を得て、一斉清掃が行われました。

回収されたゴミは、ペットボトルやビニール袋などのプラスチック類、ビン類や缶類、釣り具など、あわせて3,550kgにも上っています。一方、参加者は雨天により2会場が中止となった分、昨年度を下回りましたが、事前の申込段階では昨年度実績を上回るなど、環境意識の高まりを感じさせるものがありました。

会場（実施日）	参加者	回収量
(1)遊佐町吹浦海岸(10/4)	91名	360kg
(2)酒田市宮海(10/4)	103名	1,460kg
(3)最上川河口右岸部(雨天中止)	-	-
(4)赤川河口右岸(10/25)	58名	270kg
(5)湯野浜宮沢海岸(雨天中止)	-	-
(6)由良海岸(10/4)	244名	980kg
(7)アソビ・がねずがせき(10/4)	69名	480kg
計	565名	3,550kg

※雨天中止会場：最上川河口右岸部（申込者数 178名）
湯野浜宮沢海岸（ // 30名）

【地域連携の取組み】

今年は、7月31日に設置された「美しいやまがたの海プラットフォーム」の設立趣旨を踏まえ、活動の輪を広げようと、地区自治会や会社等への呼びかけを行い地域連携の取組みとなるよう実施しました。その結果、清掃作業の対象となる海岸が昨年の6会場から10会場へと増え、また参加者も1,259名に拡大するなど、今後の地域全体の取組みにつながる大きな足がかりが得られた

ように思います。

会場（実施日/主催）	参加者	回収量
(1)酒田市浜中海岸(9/11) イオンリテール㈱ ジャスコ三川店・酒田南店	313名	2,000kg
(2)湯野浜海岸(9/28) 環境 NGO ウーテック・ネットワーク	3名	30kg
(3)酒田市大浜海岸(10/5) ㈱エフエム山形	378名	8,920kg
計	694名	2,030kg + 8,920kg

※㈱エフエム山形はゴミ回収量を仮計算している。

このような、地域連携の輪の広がりがさらに大きな動きとなり、地域から発信する様々な海岸ゴミ問題の解決に向けた取組みへと大きく発展していくものと期待されます。その意味で、今回参加された皆さんは、単に回収活動に終わらせることなく、清掃体験を踏まえ、まだ参加されていない他の多くの方々に、海岸ゴミの実状を是非とも伝えていって欲しいと思います。

海岸ゴミ問題は、だれかが解決してくれる問題ではありません。より多くの皆さんが当事者意識を持って関わらなければ解決しない問題です。まずは、小さな一歩から取り組んでいきましょう。

(リサイクル推進専門員 長沼 庸司)



1

図 2.1-3(9)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料（山形県庄内総合支庁から提供）

参加者の声を聞いてみました ～10月25日(土)～

【赤川河口会場】で行われた一斉清掃活動に参加された親子の声を紹介します。

①親子で参加 夫婦・女子(小4)

・今回初めて参加させていただき、感じたことは『ペットボトルの量が半端じゃない』ということです。

自分が小さい頃、海にこんなにゴミがあったのだろうか？

昔はペットボトルなどなくジュースは瓶入りで空瓶をお店に持って行けば10円と交換してもらえる、そんなシステムだったと思います。

昔のように瓶入りジュースだったらゴミはこんなにないんだろうな、むしろ昔の方がリユースされて環境にいいんじゃないかと感じました。

また、外国からの漂着ごみはそれほど多くなく、イメージとは異なる日本のごみの多さがわかりです。

・『一人の百歩より百人の一步』を感じながらゴミ拾いが出来ました。

みんなでやれば時間も短時間で済みましたし、いい経験ができました。

子供に「土曜はゴミ拾い行くぞ」と言ったら嫌な顔をしていましたが、実際ゴミを拾っている顔を見ると「こんなに拾ったよ」みたいな笑顔でした。

毎年続けることで『年々減ってるね』と感じてくればいいのですが…。

②親子で参加 男親・女子(小4)

海水浴等に行った時、気にはなるものの拾わなかったゴミ、今回、改めてその多さに驚きました。

短時間での活動にもかかわらず、あれだけのゴミが出てくると言う事は、それだけ無頓着に捨てている人が居ると言う事。

捨てる人が居なくなれば拾う作業もなくなり、そのボランティアを他に振り向けることが出来る…。早くそういう社会になってほしいと願うばかりです。

一緒に参加した娘も、いろんなゴミが落ちていることにビックリしていました。

「自分は捨てないよ！」と言ってくれた一言で、今回参加した意義があったと思います。

この子達やその子孫に綺麗な地球を残す為に、ゴミはきちんと捨てましょう。

③親子で参加 男親・女子(3歳)

娘もとても楽しそうにクリーンアップを実施しておりました。「なんでこんなにいっぱいゴミが落ちてるんだ…」とか「ゴミを落とすと、風や波に運ばれてここに集まるのかなあ…」とか、3歳なりにいろいろ考えていた場面もあり、環境問題に対して、貴重な体験・教育になったと思います。

また次回も参加したいと楽しみにしている様子でした。

④親子で参加 男親・男子(5歳)

ごみを拾っている際、子供から「誰がごみを捨てたのか？何で捨てるのか？」と聞かれ回答に困りました。

綺麗にするという角度から考えていた自分と汚くしないという角度から捉えていた子供に少し考えさせられる場面でした。

前日から気合が入っていた息子は終盤体力のなさを露呈する形となり、自宅に戻ると来年へ、リベンジを誓っておりました。



(集めたごみを前に集合写真)

全国海ごみサミットが鳥羽市で開催されました

第6回目となる海ごみサミットが三重県鳥羽市を会場に10月2日から3日間の日程で行われました。この海ごみサミットは平成15年の第1回「離島ごみサミット・とびしま会議」以降、毎年漂着ごみに泣かされている「被害甚大」地域を主な会場に全国からボランティア団体、行政関係など

が一同に集い、海ごみ問題の解決に向けた情報の共有を図る場です。今回は沿岸地域だけでなく、河川流域から海ごみ問題を捉えた取組など、情報交換が活発に行われました。会議の様子を以下にお伝えします。

鳥羽会議の成果を引き継いで

海ごみサミットは、海洋ごみ問題への取組み状況などの社会的な変化や開催地域の特徴を活かし討議内容を積重ねながら、テーマを設定してきました。

今回の鳥羽会議では、地域セッションとして「地域は海ごみとどう向き合ってきたか」、全体討議では「起因地～漂着地の連携協力について」をテーマに議論を深めました。

これは、とくに一昨年あたりの海洋ごみ問題に関する報道内容が、他国からの「越境ごみ」が強調されていた状況を受けて、主要な発生源となっている日本国内起因の陸域発生ごみの問題性に焦点をあてた結果です。

鳥羽市の答志島の海岸には、伊勢湾に流れ込む河川から流出した流木をはじめとする多くのごみが漂着します。とくに漁業への被害が深刻なことから、漁民の方々の被害意識や関心が高い地域です。

この場合、例えば長良川流域を抱える岐阜県の住民が、岐阜県内で発生したごみが長良川を経由して、近隣の他県の海岸を汚していることへの意識を持つには、大変な想像力が必要です。

鳥羽市で行われた海洋ごみに関する会議内容が、伊勢湾一帯に報道され、人々の目や耳に届くことにより、想像力を生むきひとつのきっかけにもなります。

また、被害者意識だけでは済まない現実を直視する機会を、地域に与える機会にもなります。

NPO パートナーシップオフィス 金子 博

鳥羽会議には、岐阜県河川課長が参加され、開ロ一番の「先ずは、迷惑をかけている点については頭を下げなければ・・・」主旨の発言から、互いに当事者として連携していくべき姿勢を共有することが生まれた、と思っています。

事実を客観的に認め合い、それぞれどんな対応を出し合っているか、海洋ごみ問題に対する取組みの原点が、ここにあるのではないのでしょうか。

次のごみサミットでは、北太平洋の海洋環境の保全の観点から、国際協力・連携に焦点をあてていくべき時期にきていると感じています。

鳥羽市は、「国際観光文化都市」を行政施策の柱の一つに掲げています。ごみサミットを終え、海洋ごみ問題について鳥羽市が果たせる役割を見据え、どのような発信を国際社会に出していくのか、期待しているところです。

最後に、「ごみサミット・鳥羽会議」は、市長のリーダーシップの下、市の職員や市民、関係団体の主体的な動きがあって開催できた事実を、記します。



(全国から集まった多くのボランティア、行政関係者)

庄内のプラットフォームを全国へ発信

(庄内総合支庁環境課)

開催県の三重県からは、閉鎖性海域である伊勢湾の再生に向けた取組が報告されました。

再生に当たって「伊勢湾再生推進会議」をつくり、三重、愛知県だけでなく岐阜県も含めた木曾川・長良川など、河川（上流域）からの流木被害軽減：「漁民の森づくり、企業の森づくり」が紹介されました。

この推進会議では、国、県、市が横断的にさまざまな取組を行っていましたが、今後は、民間関係団体も含めた「交流会」を開催しながら、さらに力を結集していくこととしており、私たちのPFの狙いとも共通するものと思われました。

発生源対策は都市ごみだけでなく、流木被害もあり、庄内でも（鶴岡の）油戸住民会が行っている海・川をつなぐ取組（「魚の森づくり」）をPFでも支援していかなければと思われました。

開催地鳥羽市からは、漁業者による一斉清掃活動が報告されました。

漁業者自身も、当初は被害者意識だけだったものが、自分たちの漁具ごみなどの回収活動を行うにつれ、当事者意識が高まっていった経緯が報告されました。

このことから、この漂着ごみ問題は当事者意識を持つこと、そのためには清掃体験などの取組が大事であること。

そして、少しずつ意識を高めた市民・関係者を協働の輪の中へ引き込みながら活動の展開を広げていくこと（鹿児島大の藤枝先生のプラットフォーム実践論）が重要との認識を新たにしました。

会議では韓国で活動している環境団体から、河川の流域管理による海洋流入ごみ対策の事例も報告されました。

そこでは、大都市ソウルをはじめ河川流域となる複数の自治体と国（環境、海洋部署）が「流域特に河川に関する団体「美しい山形・最上 海洋流入ごみの責任管理に関する覚書」を結び、費用分担方法や流入ごみ低減、効率的な管理のための政策開発を行っているものでした。

取組に関する報告の最後に、庄内地域のPFに関する報告を行ってきました。

漂着ごみ問題の解決には、行政の果たすべき役割は当然大きいものがありますが、海洋基本法（計画）や国土形成計画法などにも触れられているように、国民、企業・事業者などセクターごとに果たすべき役割が求められています。

国の取組もやっと始まった段階であり、これからが真に実効性ある法制度の整備と財政措置・支援が実現なるかの瀬戸際です。

会場からも、「ごみ問題は中央からは発展＝広がりには期待されない」「関係者の輪を広げ、地道な継続的取組を地方から実践し続け国・国民を動かしていくことが重要である」との発言がなされ、私達プラットフォームの果たすべき役割の大きさを認識しました。

このほか、会場からは、漂着ごみ問題へのアプローチとして、海洋工学に加え、生物学や郷土史など地域を総合的に捉え、そこに住む人と人とのつながりや生活文化を踏まえながらさまざまな取り組みや実践活動を行っていく必要性も指摘されました。

我が庄内には、公益の森クロマツ林の保全など多くの環境保全活動が古くから行われております。

また、公益大、山大農学部、鶴岡工専などの教育研究機関では、地域課題に対するさまざまな専門的アプローチが行われてきております。

プラットフォームでは地域における多くの方々の知見・ノウハウや行動力を結集し多角的なアプローチによる課題解決を行っていければと思われました。（環境企画専門員 佐藤正広）



(全体討議の様子)

図 2.1-3(12)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料（山形県庄内総合支庁から提供）

情報クリップ

◎第1回環日本海「海洋ごみ」対策会議開催

漂着ごみに関しては、ごみ自体の発生源対策（抑制）が重要であり、プラットフォーム（PF）でも

最上川フォーラム」や「ごみゼロやまがた推進県民会議」とも今後連携を強めていきたいと考えておりこのたび、生活環境の保全など地区衛生活動の推進団体である（社）全国地区衛生組織連合会が生催する第1回環日本海「海洋ごみ」対策会議においてNPO法人パートナーシップオフィスの理事金子博さんが漂着ごみ問題を特別講演することとなりました。

国内の他の沿岸地域と情報共有しながら広域的な取組を志向するPFとしては、全国に情報発す

るまたとない機会でもあります。

7月には同じくPFの会員であります、由良自治会の遠藤会長も研修会で地区の取組を発表なさっており、庄内における漂着ごみの取組が全国に情報発信されることをステップとしたいものです。

富山市での開催ですが、長崎県や新潟市の取組も発表・情報交流になりますのでご興味ある方はお問い合わせの上ご参加ください。

【第1回環日本海「海洋ごみ」対策会議】

- ◆ 開催日時：11月25日（火）午後13時30分
- ◆ 場所：富山市「とやま自遊館」（富山駅北口）
- ◆ 連絡先：（社）全国地区衛生組織連合会
電話 03-3357-8041（石井）

新規プラットフォーム会員のご紹介

7月31日の設立以来、新たに5団体の加入があり現在20団体の会員数となっております。

今回は新たに加入いただいた鶴岡市の「油戸住民会」についてご紹介いたします。

- ◆ 団体名：油戸住民会（会員数62人：会長 岡田正隆）
- ◆ 所在：鶴岡市油戸字中田361-1（油戸公民館）
- ◆ 活動内容
鶴岡の加茂と由良の中間に位置する油戸地区では春先（4月）、海水浴前（7月）、運動会前（9月）、冬季（11月）の年4回海岸清掃を実施していますが、ほかにも荒天によって大量のごみが流れ着いた場合には地区一斉清掃を行っています。油戸住民会では「地域の浜は自分たちできれい

に」をモットーに、作業は全会員で行うこととされていますが、毎年流れ着く大量ごみには、行政ほか関係団体のご協力・支援が必要と考え、皆さんとの連携を期待しています。

油戸住民会の活動で特徴的なのは「魚の森づくり」を行っていることです。

地区の方が会を創って10年ほど前から海岸沿いの山に植林を行い、これまでに2700本を越す苗木を植えましたが、強風が悩みの種とのこと。

しかしながら「今後も『豊かな海は豊かな森から』を合言葉に漁協や高校生を含む多くの地域ボランティアによって、下刈りや植林を続けていきたい」とプラットフォームのご担当であります佐藤満さんがおっしゃっていました。

プラットフォームの会員募集中

「美しいやまがたの海プラットフォーム」は、庄内海岸の環境改善に関心を持つ団体・個人が集い活動の輪を拡げることを行なっています。参加資格は問いません。団体・個人どなたでもOK。

会員になって海に関する様々な問題・課題（特に海岸漂着ごみ）について、先ずは情報交換や意見を出し合いませんか？ きっとその先に改善策が見えてくることでしょう！

加入方法に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

- 【PF協働事務局】
庄内総合支庁環境課（TEL0235-66-4744）
E-mail：yshonaikankyo@pref.yamagata.jp
- 特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス
（TEL0234-26-2381）E-mail：npo-po@nifty.com
- 東北公益文科大学 呉尚浩研究室
（TEL0234-41-1251）E-mail：ngo@koeiki-u.ac.jp

図 2.1-3(13)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料（山形県庄内総合支庁から提供）

2.2 海岸清掃の体制のあり方の方向性

日本国内はもとより山形県内では、漂流・漂着ゴミの問題に頭を悩ませており、山形県としても、被害甚大な地域と認識している。その一部では地域住民による清掃活動も行われてはいるが、ボランティアによる活動だけでは資金的、人的に限界があり、継続的に実施することが困難な状況となりつつある。国、山形県は事業の一環として清掃活動を行い、ボランティア清掃は自主的な活動を通じた意義や役割を担うことが相当と考えられる。

一方、「飛島クリーンアップ作戦」、「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」などの地域住民が参加する清掃活動は、漂流・漂着ゴミ問題を考えていく上で一つの象徴的な活動と捉えることができ、また、こうした地域活動の積み重ねが問題解決に向けた糸口となっていくと考えられるが、このためには漂流・漂着ゴミ問題を環境問題として捉える視点及び美化意識の高揚が重要である。

今後は、こうした視点を念頭におきながら環境問題としての社会的な取組として対応していく必要があり、発生源対策につなげていくために河川上流域の関係団体や地域住民等との連携強化が不可欠であると考えられる。

なお、取組に当たって、漂流・漂着ゴミ問題の改善に向けて情報共有や協議を行う場として設立された「美しいやまがたの海プラットフォーム」における議論をもとに、国、山形県とボランティア活動との関わりや連携のあり方をどう整理し対応していくか、また法的対応を含めた制度的対応にどう対処していくかが課題となる。

2.2.1 飛島西海岸

飛島は、離島振興法（法律第 72 号、昭和 28 年）に指定されている山形県唯一の離島である。平成 20 年 9 月末現在で島の住民は 273 名、平均年齢は 68.6 歳である。

当調査のモデル地域である飛島西海岸は、以前から漂着ゴミ問題に悩まされているものの、島民の高齢化の理由などからクリーンアップもままならない状況であったが、平成 13 年より酒田市本土の住民と島民が協力してボランティアによる「飛島クリーンアップ作戦」が実施されるようになった。この「飛島クリーンアップ作戦」は、酒田市本土の住民及び島民の環境への意識向上に寄与し、島民は「飛島クリーンアップ作戦」の実施を喜び歓迎している。

< 国の役割 >

関係省庁会議とりまとめを踏まえ、その対策のため被害が著しい地域への支援の一環として、補助金制度を設立しており、その中に「災害等廃棄物処理事業補助金」がある。その概要を以下に示す。

飛島では、第 2 回（2007 年 10 月）から第 4 回（2008 年 5 月）の秋～冬～春季の風速がかなりの回数で風速 15m/sec を超えている（図 2.2-1）。そのため、「災害等廃棄物処理事業費補助金」の交付要件に該当する部分がある。（災害等廃棄物処理事業費補助金の概要 P12 赤枠参照）。飛島における清掃活動には、可能な限りこの補助金を活用し、事業費の半分を確保することが重要である。よって、国の役割は、酒田市からの申請を受けて本制度を活用した事業案件の審査を迅速に行い、補助金交付を速やかに行うことである。

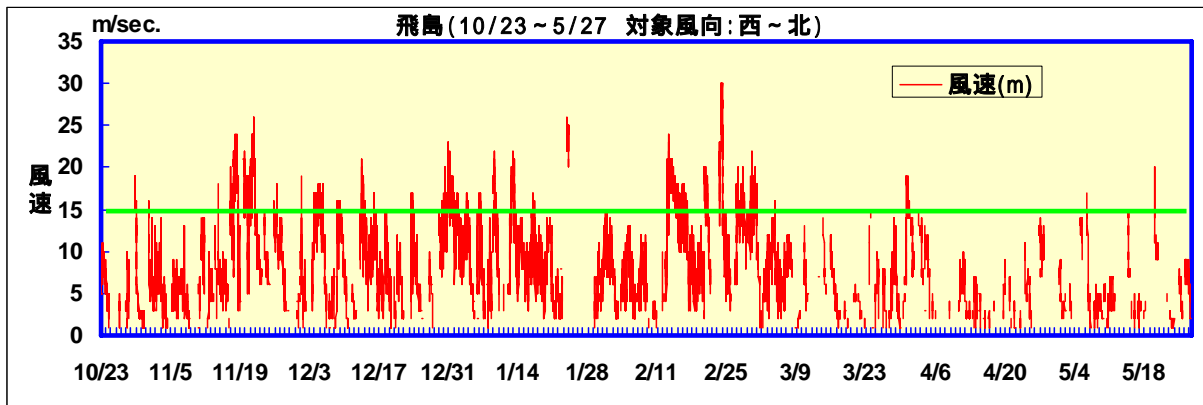


図 2.2-1 風速（西～北のみ）の時系列（第2～4回調査（2007年10月～2008年5月））

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物 災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p>	 <p>海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)</p>
補助先	市町村（一部事務組合含む）	
要件	指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上 降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの 高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	
補助率	1 / 2	

< 山形県の役割 >

海岸管理者である山形県の役割は、「管理海岸の清潔の保持」、「海岸清掃計画等の策定」、「海岸清掃のための財政措置、物的・人的資源確保」が挙げられる。これらは前述したように、山形県の事業の一環として実施すべき内容であると考えられる。

また、< 国の役割 > で記述した災害等廃棄物処理事業費補助金は、補助先が酒田市であるため当該市が申請する補助金である。また、飛島西海岸の海岸管理者は、山形県となっている。その結果、同一の海岸で海岸管理者と当補助金の補助先が相違している。そのため、山形県が酒田市と協議の上、申請は酒田市、財的負担は山形県とすることが望ましい。

ただ、飛島西海岸（田下海岸の250m程度）では、平成12年より「飛島クリーンアップ作戦」が実施されており、ボランティアによる活動が既に行われている。しかしながら、

ここで留意しておくべき点は、ボランティア活動による清掃体制がある程度出来上がっていると思われがちであるが、実際には人員確保や運営に関する消耗品等の調達、また NPO などのボランティアの努力と資金的な確保など、運営面での不安定要素を抱えていることである。今後、継続したクリーンアップ活動を実施していくためには、今まで蓄積されてきたノウハウを活かしていけるように課題解決に向けた支援が求められる。

このように、海岸管理者である山形県の役割は、国の補助金を活用しながら山形県の事業として「管理海岸の清潔の保持」を実施することで、そのためには酒田市との協議、NPO への支援を行っていく必要があると考えられる。また、本事業の結果より、飛島西海岸からの漂着ゴミの効率的な搬出は、小型船舶を利用することであるため、山形県が中心となり漁業者の協力を取り付けることも重要な役割である。

補助金を活用した回収のほかにも、地域住民、NPO、企業などが行うボランティア活動に対する協力体制の確立とその仕組みづくり（活動への支援や海岸アダプト・アシストプログラム及びごみ処理等のルールづくりなど）が重要となることから、プラットフォームなどを活用し、行政と地域の連携・協働を進めながら一斉清掃活動を継続的に実施することが課題となる。

< 酒田市の役割 >

ボランティアが回収した漂着ゴミのうち処理困難物以外は、一般廃棄物として酒田市が処分を行うことが望ましいと考える。また、国、山形県が清掃事業として回収した漂着ゴミは事業系一般廃棄物として酒田市が処分を行うことが望ましいと考えるが、その費用については山形県との協議が必要である。

< 地域住民等の役割 >

「海岸の清潔の保持」を行っていくうえで、地域環境の保全などに係わる地域住民等のボランティア清掃には大きな意義や役割があると考えられる。そのために、今後も継続して「飛島クリーンアップ作戦」を実施していくべきであると考えられる。

地域住民等が、清掃活動に自ら積極的に参加するとともに、活動を通して得られた体験や知見などを積極的に对外発信することで、漂着ゴミ問題の普及啓発及び環境保全などの意識向上に寄与していくことも期待される。

2.2.2 赤川河口部

< 国の役割 >

本業務結果から、赤川河口部に漂着するゴミの重量は一年間で約 207t と推測されており、共通調査で得られた比重 0.257 から算出すると、赤川河口部に漂着するゴミの容量は一年間で約 805 m³となる。農林水産省、国土交通省が設置している「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の補助金の要件は、1,000 m³以上となっているが、調査範囲内だけで年間で約 805 m³の漂着が予測されるため、浜中海水浴場、十里塚海水浴場など周辺の海岸をセットにすることにより、適応が可能と考えられる。

赤川河口部における清掃活動には、この補助金を活用し、事業費の半分を確保することが妥当である。よって、国の役割は、海岸管理者（山形県）からの申請を受けて本制度を活用した事業案件の審査を迅速に行い、補助金交付を速やかに行うことである。

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

1. 目的

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施する

2. 事業の採択基準

堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000立方メートル以上であること

3. 国庫補助率

1 / 2

< 平成20年度拡充内容 >

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充。

(平成20年度拡充内容)



海岸漂着ゴミや流木等の状況



NPO等による海岸清掃

< 山形県の役割 >

山形県の役割は、「管理海岸の清潔の保持」、「海岸清掃計画等の策定」、「海岸清掃のための財政措置、物的・人的資源確保」が挙げられる。これらは前述したように、山形県の事業の一環として実施すべき内容であると考えられる。

また、< 国の役割 > で記述した災害等廃棄物処理事業費補助金は、海岸管理者が申請する補助金であり、海岸管理者が山形県であるために、山形県が中心となって対応することが望ましい。

ただ、赤川河口部（約 500m 程度）の清掃活動は、平成 13 年から実施されていた「最上川河口クリーンアップ作戦」に続き、平成 17 年からは「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」として実施されてきたが、現在の赤川河口部におけるボランティア活動は、地元企業の協力のもと実施しているものであり、一般参加者の募集は行われていない。

海岸管理者である山形県の役割は、国の補助金を活用しながら山形県の事業として「管理海岸の清潔の保持」を実施することが重要な課題である。

また、地域住民、NPO、企業などによって行われるボランティア清掃に対しては、より多くの方が参加しやすい仕組みづくり（海岸アダプト・アシストプログラムの活用さらにはごみ処理等のルールづくりなど）が重要となることから、プラットフォームなどを活用し、行政と地域の連携・協働を進めながら一斉清掃活動を継続的に実施していくことが課題となる。

< 酒田市の役割 >

ボランティアが回収した漂着ゴミのうち処理困難物以外は、一般廃棄物として酒田市が回収・処分を行うことが望ましいと考える。また、国、山形県が清掃事業として回収した漂着ゴミは事業系一般廃棄物として酒田市が処分を行うことが望ましいと考えるが、その費用については山形県との協議が必要である。

< 地域住民等の役割 >

「海岸の清潔の保持」を行っていくうえで、地域環境の保全や美化活動に係わる地域住民等のボランティア清掃には大きな意義や役割があると考えられる。そのため、今後も継続して「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」を実施していくべきであると考えられる。

地域住民等が、清掃活動に自ら積極的に参加するとともに、活動を通して得られた体験や知見などを積極的に対外発信することで、漂着ゴミ問題の普及啓発及び環境保全・美化意識の向上に寄与していくことも期待される。

2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性

2.3.1 国内由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

(1) 発生源に関するヒアリング結果

流木や漁網等、大型の漂着ゴミについては、当調査において発生源が明確に把握できず、発生抑制対策を検討するが困難であった。そのため、関係者にヒアリングを行い、発生源の特定に努めた。ヒアリング結果をまとめたものを表 2.3-1 に示す。

表 2.3-1 関係者へのヒアリング結果

	飛島西海岸	赤川河口部
流木	<ul style="list-style-type: none">・信濃川で出水すると飛島に流木が流れ着く・外国籍貨物船等からの不法投棄がある。	<ul style="list-style-type: none">・赤川河川内に大型の流木はほとんどない。・最上川で出水すると流木が南下して赤川河口部に漂着する可能性はある。・信濃川で出水すると赤川河口部を含めた庄内海岸に流木が流れ着く。
漁網	<ul style="list-style-type: none">・日本の漁網ではない。	情報なし
その他	<ul style="list-style-type: none">・赤川、最上川から流出したゴミは、海流の関係で、沖合い 15 km 以上には届かない（飛島は約 40 km）。	<ul style="list-style-type: none">・赤川河口部近傍の最上川（宮の浦）にて福岡市役所の看板を拾った。

(2) 想定される発生源対策

上記を踏まえ、ゴミの種類別に、一般論的に考えられる主たる排出者、発生原因や経路、発生抑制対策について、一般論的に考えられる状況を整理した結果を、表 2.3-2 に示す。

なお、この表に記載した主たる排出者等については、すべてにおいて確たる証拠はなく、現在得られている知見及び本調査での聞き取り調査等を踏まえた推定である。

表 2.3-2(1) 発生源（排出者）が特定できるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	釣り用具（釣り糸、ルアー、釣りえさ袋・容器等）	釣り人	釣りの最中の不注意による排出、意図的な放置や投棄	釣り人のマナー向上。クリーンアップ活動・参加型海ゴミ調査への参加等による海ゴミ問題の普及啓発。生分解性素材を用いた釣り具の普及促進。
生活系	レジャー用品（シート類、引火機材、おもちゃ等）、食品の包装・容器、袋類、飲料用プラスチック・ガラスびん・缶	レジャー利用者	レジャー行為中の不注意による排出、ポイ捨て、意図的な放置や投棄	マナーの向上及びゴミの家庭への持ち帰り。海ゴミ問題の普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。監視・取締りの強化。
生活系	タバコの吸殻・フィルター・パッケージ・包装、使い捨てライター	喫煙者	ポイ捨て、吸い殻入れからの漏出	マナーの向上。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。
漁業系	カキ養殖用パイプ	カキ養殖業者	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	養殖業者に対する海ゴミ問題の普及啓発。漁業協同組合による回収したカキ養殖パイプの買取。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
漁業系	ウキ・フロート・ブイ	漁業者等	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	メーカー、販売店、使用者の全体の協力により回収処理・リサイクルの更なる推進。発泡スチロール製フロートにはカバーの装着等により劣化・破片化の防止。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
漁業系	漁網、ロープ、かご漁具、電球、魚箱、フジツボよけリング等	漁業者等	作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	漁業者の意識改革の徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
事業系	物流用パレット	運輸関係の事業者	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底、意識の高揚。
事業系	荷造り用ストラップバンド	運輸関係の事業者	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底、意識の高揚。
事業系	樹脂ベレット	プラスチック系素材製造・加工等事業者	製造・加工工程等からの漏出	作業現場における漏出の防止の取組にもかかわらず発生量の減少が見られないことの原因究明、取組の評価・見直し。プラスチック製品の材料としての用途以外の使用者は、その使用量や管理状況等の実態把握。
事業系生活系	農業資材（肥料袋、苗木ポット等）	農家、一般家庭	家庭菜園も含む農作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	農業組合等に対する海ゴミ問題の普及啓発。河川敷での農業における資材管理の徹底、廃棄物の適正処理の推進。地域住民も一体となった監視の強化。
事業系生活系	木材等	建設事業者、一般家庭	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底。行政・地域住民が一体となった不法投棄の監視強化。
事業系生活系	タイヤ	事業者、一般家庭	保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	保管施設・業者による管理の徹底。行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。自動車業界への注意喚起

表 2.3-2(2) 発生源（排出者）が特定できない、不特定多数であるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発生原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	飲料用プラボトル・ガラスびん・缶、ふた・キャップ、プルタブ	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの漏出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。回収・処理過程での漏出防止。ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてリユース・デポジット制の導入の検討。
生活系	食品の包装・容器、袋類、6パックホルダー、ストロー・マドラー	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	食器(わりばし含む)、くつ・サンダル、漂白剤・洗剤類ボトル、スプレー缶・カセットボンベ、衣服類、紙おむつくぎ・針金、電池(バッテリー含む)「金属類、その他の人工物」	不特定多数	意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	家電製品、家具	不特定多数	意図的な放置や投棄	行政・地域住民が一体となった不法投棄の監視強化。
自然系	流木、灌木	-	土石流や洪水流に伴って溪畔林や溪流沿いの森林、荒廃地、さらには河川内に発達した河畔林が侵食を受けて、流木が発生 ^{注1)}	溪畔林・河畔林管理の充実及び荒廃地の復旧による発生抑制対策。さらには流木捕捉施設等の整備など流木の流下抑制対策の実施 ^{注1)} 。
自然系	アシ・ヨシ	-	刈り取り後に放置されたアシ・ヨシが海に流出	アシ・ヨシが漂着ゴミになることを周知し、刈り取り後の適正処理・有効利用を推進。

注1) ダム貯水池における流木流入災害の防止対策検討調査報告書(林野庁・国土交通省、平成19年3月)

前述した表 2.3-1、表 2.3-2 を基に、漂着ゴミの発生抑制対策を以下に取りまとめた。

(3) 自然系のゴミにおける発生抑制

赤川河口には赤川上流からと思われる灌木（アシの枯れたもの）が多いことから、河川管理者（プラットフォームの会員でもある国土交通省）と協議の上、流出防止を図る方策が必要である。また、ヒアリング結果から、流木の多くは赤川ではなく、他県の河川から流出している可能性があるため、他県との連携も必要である。

一方、流木の発生源については、山が崩壊したために流出した樹木よりも間伐した後の林地残材（りんちざんさい）の適正処理をされない間伐材が、集中豪雨等により河川を經由して海に流出していることが考えられる。そのため、山、山林の管理につながる施策の実施が発生源対策の一助となると考えられる。

(4) 不法投棄を減らすことによる発生抑制

赤川河口部及び飛島西海岸において、冷蔵庫やテレビ、タイヤ等、河川や山林、海岸に不法投棄されたゴミが、集中豪雨等により海に流出した後、漂着したと考えられるゴミが確認された。このような大型のゴミならず、家庭や事業等から出るゴミも不法投棄されて、漂着ゴミとなっていることは、想像に難くない。そのため、どのような場所においても不法投棄を減らすことは、漂着ゴミの発生抑制につながるものと考えられる。

国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所では、河川パトロールを行い、不法投棄の取り締まりや回収を実施している。また、山形県では、「庄内地区不法投棄防止対策協議会」を設置し、地域住民が行う原状回復作業を支援、管内のパトロールの実施、意識高揚及び啓発を目的とした折込みの庄内地域全戸への配布や、大型商業施設前での街頭配布等を実施している。庄内地域の酒田市、遊佐町では、各地区に不法投棄監視員を委嘱して河川・海岸を含めた市町内全域を定期的に巡回し、不法投棄の発見と回収に努めている。鶴岡市は、不法投棄の抑制のための看板の設置、広報活動、巡回パトロール等や鶴岡市不法投棄防止監視通報ネットワーク連絡協議会の構成団体等と協力し、市内における廃棄物の不法投棄の監視、通報等により不法投棄防止の推進及び発見、早期回収に努めている。

以上のように、既に国土交通省、山形県、庄内地域の市町が不法投棄防止に向けて取り組んでおり、それらの活動のさらなる継続と強化が望まれる。

(5) 陸域のゴミを減らすことによる発生抑制

山形県内最大の最上川流域及び庄内地域（酒田市、鶴岡市、遊佐町等）では、漂着ゴミを減らすために、流域のスーパーの協力のもと、レジ袋の有料化を実施している。このように、陸域から流出するゴミを減らすことで、漂着ゴミの発生抑制につながることを期待される。そのため、庄内地域全域において、実施しているレジ袋の有料化のさらなる継続と強化が望まれる。

(6) 河川でのゴミ回収による発生抑制

山形県で実施されている「農業用水路ごみ調査」（当章の 1.3.2 山形県の取組を参照）の結果から、河川の本流に入る前の支川よりも細かい農業用水路において、多くのゴミが回収され、破片の割合も高かったことが示された。また、「第 3 章 3.3 発生源（陸起源・海起源）の推定」からも破片を除くと、陸域からのゴミが多く漂着ゴミとして回収された。

このように、陸域のゴミは、海岸に漂着するかなり前から破片化し、その量も多いこと

が確認されたため、海に流出する前に回収することが漂着ゴミの発生抑制につながると考えられる。しかし、水量の多い本流に流出したゴミを回収することは、その労力や設備、安全面からも適当とは言えず、出来る限り流量の少ない支川や用水路で回収することが適当であると考えられる。

このように、漂着ゴミの発生抑制のためには、支川や用水路における回収技術の確立が重要であると考えられる。また、回収したゴミを分析することによる更なる詳しい発生源の特定を行うことにより、より具体的な発生源対策の立案も期待できる。

(7) 啓発活動による発生抑制

飛鳥西海岸や赤川河口部においては、釣り人やレジャーに伴うゴミが見受けられることから、ゴミ持ち帰りの啓発活動が必要となる。ゴミは、ポイ捨てだけでなく、不注意によっても発生するが、その発生したゴミがどのように状況を引き起こすかの啓発活動も重要となる。そのため不法投棄防止で実施しているような、意識高揚及び啓発を目的とした折込みの庄内地域全戸への配布が重要であると考えられる。

また、環境省は、漂着ゴミ問題の普及啓発のため、その現状と影響等を整理したパンフレットを作成中である。完成したパンフレットはモデル調査の結果も合わせて地方自治体と共同で普及を進め、海ゴミ問題に対する一般の認識を醸成していく予定である。

2.3.2 海外由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である。特に、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」は、2006年から開始された海洋ゴミプロジェクトが進められており、環境省は本モデル調査の成果等について NOWPAP を通して各国に発信しており、NOWPAP を通じた協力関係が強化されつつある。さらに、中国語が表記された医療系廃棄物や、ハングルが表記された廃ポリタンク等、海外からの大量の危険な漂着ゴミが確認された場合には、関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等を継続的に行っていく必要がある。